

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指 定	（県政情報・文書課）	一
○特定農業用ため池の指定の解除	（農村整備課）	二
○都市計画変更案の縦覧（二件）	（都市計画課）	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）	（同）	二
○都市計画の変更（四件）	（同）	三
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（都市環境課）	四
○土地改良区の定款変更の認可（二件）	（北部地方振興事務所）	四
○土地改良事業計画変更の認可	（同）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（三件）	（契約課）	五
○証券の無効		一一
○労働委員会		一一
○宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令		一一

## 告 示

○宮城県告示第二百四十一号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、令和四年宮城県告示第八十号（情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体

等の指定）は、廃止する。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

公益財団法人宮城県スポーツ協会

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

宮城県信用保証協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

公益社団法人みやぎ農業振興公社

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

公益社団法人宮城県トラック協会

公益社団法人宮城県観光連盟

公益社団法人宮城県国際経済振興協会

一般社団法人宮城県農業会議

公益財団法人宮城県水産振興協会

○宮城県告示第二百四十二号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によりした次の特定農業用ため池の指定を解除する。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除の年月日
寺入下ため池	白石市鷹巣字寺入屋敷三十六	令和六年三月二十七日

○宮城県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

石巻市 蛇田字西道下、同字東道下の各一部

東松島市 赤井字川前三番の一部

2 市街化調整区域に追加する土地の区域

東松島市 大塩字新三郷、同字新本地、同字新裏谷地、西福田字新白山の各一部

3 市街化調整区域から除く土地の区域

美里町 二郷字新蛇沼向、同字蛇沼、同字肘曲、同字新浦谷地の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）、東松島市役所（復興政策部復興政策課）

四 縦覧期間

令和六年四月五日から令和六年四月十九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、気仙沼都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

気仙沼都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び気仙沼市役所（都市計画課）

四 縦覧期間

令和六年四月五日から令和六年四月十九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第二百四十五号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類

山元都市計画地区計画

2 名称

新山下駅周辺地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百四十六号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

五反田・亀岡地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

仙台市 宮城野区神谷沢字金沢

2 廃止する部分

利府町 岩切字羽黒前

○宮城県告示第二百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙南広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

2 名称 三・五・九号 白石沖西堀線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

白石市 字不澄ヶ池、字延命寺北、字林宜内、字北川原、字十王堂北、字柳川原、字上堰、郡山字上堰、郡山下堰、郡山字馬場堀東の各一部

2 廃止する部分

白石市 郡山下堰、郡山字馬場堀東の各一部

○宮城県告示第二百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

(一) 三・四・百三十三号 北浜沢乙線

三・三・百七十七号 玉川岩切線

三・四・百三十四号 下馬春日線

三・三・二百三十一号 清水沢多賀城線

(二) 追加する部分

多賀城市 浮島字宮前の一部

(三) 廃止する部分

塩竈市 赤坂、権現堂、向ヶ丘、白菊町、泉沢町、栄町、清水沢二丁目、清水沢三丁目、

清水沢四丁目、後楽町、大日向町の各一部

多賀城市 浮島字宮前、浮島字沢前、浮島字西沢、浮島一丁目、市川字奏社、市川字伊保石

の各一部

利府町 森郷字町頭、森郷字一里塚、森郷字関根、森郷字後山、森郷字後楽西、森郷字大

窪北、森郷字大窪南、加瀬字郷楽、加瀬字野中沢、加瀬字南野中沢、加瀬字石切

場、春日字岩沢の各一部

2 廃止

名称 三・四・百二十二号 海岸通下馬線

三・五・百十八号 本町南町線

○宮城県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和六年四月五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 利府町流域関連公共下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

利府町 赤沼字浜田、赤沼字井戸尻の各一部、岩切字羽黒前

2 廃止する部分

仙台市 宮城野区神谷沢字金沢

○宮城県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和六年四月五日

一 施行者の名称

宮城県 宮城野区 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 仙塩広域都市計画公園事業六・五・一宮城野原運動公園

三 事業施行期間

「平成二十八年四月十九日から平成三十六年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月十九日か

ら令和十五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百五十二号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三

十条第二項の規定により、令和六年三月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲 村

○宮城県告示第二百五十三号

伸

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年三月二十八日認可した。  
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。  
 令和六年四月五日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 稲 村 伸

○宮城県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、小山田川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和六年三月二十八日認可した。  
 令和六年四月五日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 稲 村 伸

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 三次元座標測定機 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 令和七年三月二十一日（金）
  - 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター（宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県内の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。  
 (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和六年四月十日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
 〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 山本 彩乃 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年四月十日（水）まで2あてで申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年四月十日（水）午前九時から令和六年四月十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年四月十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
 入札期間 令和六年四月十六日（火）午前九時から令和六年四月十八日（木）午後五時まで  
 (二) 書面により入札書を提出する場合  
 イ 日時 令和六年四月十八日（木）午後五時  
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年四月十九日（金）午前十時 宮城県行政庁舎十階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

## 六 概要

## Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Three-dimensional coordinate measuring machine (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 21, 2025 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Industrial Technology Institute
- 4 Deadline for Bid Submission : April 18, 2024 (Thur.), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : Avano Yamamoto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 ローター除雪車（二・六幅） 一台
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 令和七年三月二十一日（金）
  - 4 納入場所 宮城県北部土木事務所 小野田除雪基地（宮城県加美郡加美町原高谷地屋敷二）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和六年四月十八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班（担当 山本 彩乃 電話〇二二一二一一三三三三）

- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年四月十八日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

- (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年四月十八日（木）午前九時から令和六年四月二十六日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年四月二十六日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年五月九日（木）午前九時から令和六年五月十四日（火）午後五時まで

- (二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年五月十四日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年五月十五日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十階入札室

- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured: Rotary snow plow (26m width) (1 vehicle)



- 2 Deadline for Delivery : March 21, 2025 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Hokubu Public Works Office, Onoda Snow Removal Station
- 4 Deadline for Bid Submission : May 14, 2024 (Tue), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : Ayano Yamamoto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和六年四月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 除雪ドーザ(十一t級) 一台
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 令和七年三月二十一日(金)
  - 4 納入場所 宮城県北部土木事務所 鬼首除雪ステーション(宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字大森平三十二)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和六年四月十八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 山本 彩乃 電話〇二二―二二―一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年四月十八日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年四月十八日（木）午前九時から令和六年四月二十六日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年四月二十六日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年五月九日（木）午前九時から令和六年五月十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年五月十四日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年五月十五日（水）午前十時五分 宮城県行政庁舎十階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Snow removal dozer (11 ton class) (1 vehicle)

2 Deadline for Delivery : March 21, 2025 (Fri)

- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Hokubu Public Works Office, Onikobe Snow Removal Station
- 4 Deadline for Bid Submission : May 14, 2024 (Tue), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : Ayano Yamamoto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第四十二号  
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和六年三月四日以降無効とする。  
 令和六年四月五日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 櫻 井 正 人

記

証票番号	㊦ 第三号の〇六九
証票番号	㊧ 第三号の〇六七

**労働委員会**

○宮城県労働委員会訓令甲第一号  
 宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和六年四月五日

宮城県労働委員会  
 会長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令  
 宮城県労働委員会事務局文書取扱規程（平成十七年宮城県労働委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。  
 四 電子申請システム文書 文書のうち、電子申請システム（申請、届出等の手続及びそれらに対する許可、認可等の手続を電磁的記録を受送信することにより行うための電子情報処理機能を用い、以下同じ。）を使用することにより、局と申請、届出等の手続を行う者との間で交換する文書を含む。  
 第四条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子申請システムを使用した電磁的記録である情報（以下「電子申請システム文書情報」という。）の送信の際に当該情報を行う電子署名に関すること。

第八条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、第三号及び第四号を次のように改める。

三 ファクシミリ装置で受信した情報を出力することにより作成した書面は、当該書面の余白に収受印を押し、担当者に配布すること。

四 電子申請システム文書は、次のように処理すること。

イ 電子申請システム文書情報に電子署名が行われ、当該電子署名が電子申請システムにより検証されている場合には、当該電子署名の検証について確認すること。

ロ 受信した電子申請システム文書情報は、担当者が別に定める形式を満たしているか形式確認を行った後に受領すること。

第八条第五号中「配布する」を「担当者に配布する」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 電磁的記録で受信し、又は送達された文書情報（電子申請システム文書情報を除く。）は、当該文書情報が申請等に関する文書である場合には、收受発送簿に登録の上、担当者に配布すること。

第十四条第一項中「文書」の下に「（電子申請システム文書を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十条を第二十一条とする。  
 第十九条中「により決裁された文書」を「に保存されている電磁的記録」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第一項中「を除く」を「及び電子申請システム文書を除く」に改め、同条第三項中「前条第一項ただし書」を「第十四条第一項ただし書」に、「いう」を「いい、電子申請システム文書情報の送信を除く」に改め、同条第四項中「の発送は、その」を「及び電子申請システム文書の発送は、それぞれの」に改め、同条に次の一項を加える。

「第十四条第四項中「の発送は、その」を「及び電子申請システム文書の発送は、それぞれの」に改め、同条に次の一項を加える。

5 施行する電子申請システム文書の発送は、当該文書に係る事務を担当する者が行うものとする。  
第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(電子署名)

第十五条 施行する電子申請システム文書については、当該文書の情報の送信の際、当該電子申請システム文書情報に電子署名を行うものとする。ただし、当該電子申請システム文書が前条第一項各号に掲げるものに該当する場合は、この限りでない。

様式第二号中「。」を「、」に改める。

様式第四号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月五日から施行する。